

「吉野家プリカ」ご利用約款の変更について (改定日:2025年8月11日)

株式会社吉野家(本社:東京都中央区、代表取締役社長:成瀬 哲也、以下吉野家)は、お客様に広く「吉野家プリカ」をギフトとしてご利用いただくため、「吉野家プリカ」のご利用約款を下記の通り、変更いたします。

記

変更日程:2025年8月11日(月)

変更条項:「吉野家プリカ」ご利用約款

第10条(禁止事項・失効)、第11条(ギフト用)

変更前	変更後
第10条(禁止事項・失効) 吉野家プリカに対し、次の事項に該当する行為を禁止致します。 (1) 偽造、変造、改ざんすること (2) 故意に汚損、破損すること (3) 貸与若しくは譲渡し、又は担保、質入れその他の担保権を設定すること 2 略 3 略	第10条(禁止事項・失効) 吉野家プリカに対し、次の事項に該当する行為を禁止致します。 (1) 偽造、変造、改ざんすること (2) 故意に汚損、破損すること (3) 貸与若しくは売買し、又は担保、質入れその他の担保権を設定すること 2 略 3 略
第11条(ギフト用) 吉野家プリカのうち、予め当社がギフト用として定めるものは、前条第1項第3号に関わらず譲渡することができます。 2 前項に定めるギフト用の吉野家プリカは、当社の定める方法及び金額によりチャージすることがあります。	第11条(ギフト用) 吉野家プリカは、取扱店店頭で新規発行したものに限り、ギフト用としてご利用いただくことができます。 2 前項に従いギフト用として吉野家プリカを贈答するときは、受け取られる方が有効期限や残高をご確認いただけるように新規発行時に交付されたレシートをお渡してください。

※ 「吉野家プリカ」をギフトとしてご利用いただく場合の具体的なご注意事項などは、「吉野家プリカ」のよくある質問をご確認ください。

上記変更につきましては、変更日程以降に「吉野家プリカご利用約款」をご確認ください。

<https://www.yoshinoya.com/yoshinoyapreca-terms/>

以上

＜お客様のお問い合わせ先＞
株式会社吉野家 お客様相談室
TEL 0120-69-5114
(受付時間 9:00～17:00)